

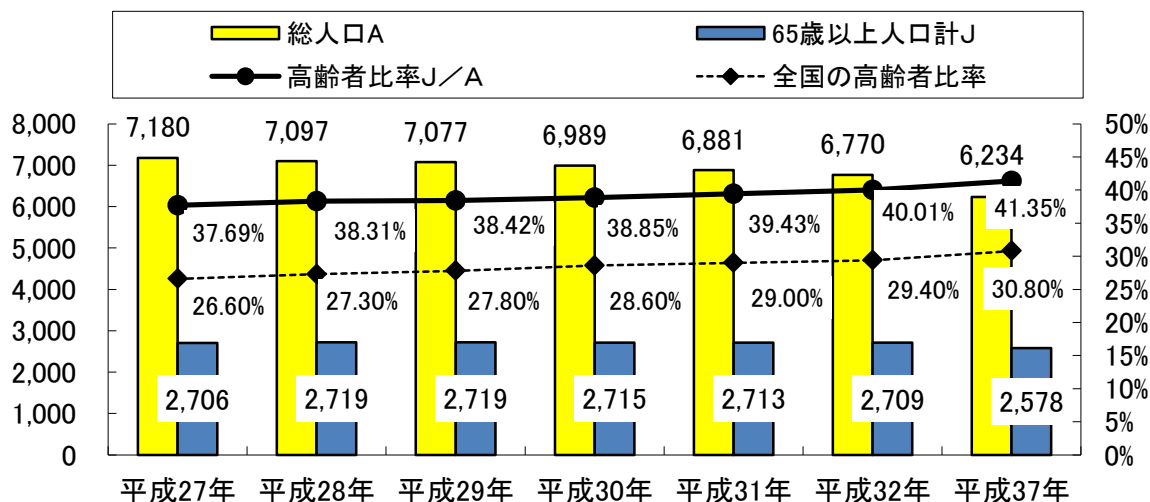
**第7期足寄町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画(素案概要版)**

1. 人口推計

足寄町の総人口は、毎年減少しており、平成32年度末では、6,770人と推計しています。

また、65歳以上の高齢者も平成30年度から徐々に減少していく見込みです。

人口と高齢化率の推計



2. 要介護認定者

現在、足寄町にはおよそ470人の要介護認定者がいます。

第7期中には500人を超える推計となっており、今後、団塊の世代が75歳を迎える平成37年度まで増加していく見込みです。

要介護認定者数の推計

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	81	82	84	87
要支援2	43	43	45	45
要介護1	97	100	101	106
要介護2	67	68	71	74
要介護3	53	54	56	61
要介護4	66	69	70	74
要介護5	70	71	74	80
合計	477	487	501	527
1号被保険者数における認定者の割合	17.57%	17.95%	18.49%	20.44%

3. 重点的取り組み

今後3年間に重点的に取り組む事項です。

①医療と介護、保健、福祉連携システムの推進

団塊の世代が75歳を迎え、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築が求められており、足寄町では総合支援相談室が中心となり、役場北側に小規模多機能型施設、地域交流施設、グループホーム、生活支援長屋が一体となった高齢者等複合施設(むすびれっじ)の整備を行ってきました。

第7期計画

今後も、福祉課総合支援相談室が中心となり、医療と介護、保健、福祉連携システムの深化・推進のため自立支援・介護予防の取り組みを推進します。

②認知症施策の推進

高齢化の進展により、認知症高齢者は増加し、今や誰もが関わる可能性のある身近な病気です。

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、早期からの適切な診断や対応と認知症についての正しい理解が重要です。

第7期計画

- ①認知症への理解を深めるための普及・啓発を推進します。
- ②認知症の容態に応じた適切な医療と介護の提供を行います。
- ③認知症カフェの開催を継続し、認知症の人やその家族が地域の人などと情報を共有し理解し合う場を提供します。

③高齢者の権利擁護制度の推進

高齢者の増加に伴い介護に携わる人が増加し、高齢者に対する虐待が社会問題となっています。

また、身寄りのない高齢者が増えてくる中、高齢者の権利利益を擁護し、高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための相談体制を充実させ権利擁護事業等の整備を図ります。

第7期計画

関係者との連携により虐待防止体制を整備するとともに、虐待の発見時に迅速な対応を行います。

また、成年後見制度の周知・利用促進に取り組みます。

④高齢者の積極的な社会参加・生きがいづくりの推進・充実

これからの高齢者は、サービスを受ける立場だけではなく、それまでの知識・経験を生かして積極的に社会参加していくことが求められています。

ひとりでも多くの高齢者が生涯現役で、いきいきと暮らしていけるような施策に努めます。

第7期計画

高齢者の社会参加・生きがいづくりに関する情報提供を積極的に行い、多様なニーズに対応した生きがい活動の提供に努めます。

また、高齢者が担い手として活躍できる体制の整備を行います。

⑤多様な主体による生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進

高齢化が進展し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加すると見込まれ、生活支援の必要性も増加しています。このようなニーズに対応するためにボランティアや高齢者自身が生活支援サービスの担い手となり介護予防を行う取組みが求められています。

第7期計画

多様な主体による生活支援サービスの提供体制や介護予防サービスの基盤整備にむけ、生活支援の担い手育成やサービス開発を行います。

⑥健康づくり・介護予防・重度化防止に向けた取組み

健康で生涯現役に過ごすためには、高齢になる前からの健康管理が大事です。特に高血圧症や糖尿病等の生活習慣病の予防が重要です。

また、高齢になってからも自らが健康づくりに取り組んでいけるよう、介護予防の取組みを行います。

第7期計画

「足寄町健康づくり計画(第二次)」及び「足寄町国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期)」に基づいた健康づくりに取り組んでいきます。

また、老人クラブ等での健康教室の開催や地域支え合いセンターを活用した介護予防事業を継続します。

⑦介護保険事業の適正な運営

介護保険制度の安定した運営を確保するため、財源と人材をより効果的・効率的に活用する仕組みの構築が必要です。

第7期計画

適切なサービス提供の確保と費用の効率化を通じた介護給付の適正化を行います。

⑧介護人材の確保及び資質の向上

介護人材の確保が年々厳しくなる状況の中、今後も介護サービスを必要とする高齢者の数は増加すると見込まれています。町内の介護事業所が安定してサービスを提供するために介護人材の確保や育成、質の高いケアマネジメントの確保に向けたケアマネジャーの資質向上が必要です。

第7期計画

町内の介護保険事業所等が介護人材を雇用するための支援策や介護資格取得を支援する施策に取り組めます。また、介護人材の離職防止に向けた取組みの検討を行います。

質の高いケアマネジメントの確保に向け、専門職を対象とした研修会を開催します。

4. 第7期中（平成30～32年度）の 主な介護保険制度の改正事項について

現在、介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、介護サービスにかかった費用の1割又は2割となっています。

平成30年8月から、現在2割負担している方のうち特に所得の高い層の負担が3割となります。

ただし、月額44,400円の負担上限があります。

※2割負担→年金収入280万円以上の方が対象

3割負担→年金収入344万円以上の方が対象の予定

5. 第7期介護保険料の試算について

※平成29年12月時点での試算ですので、介護報酬改定等により変動する可能性があります。

各市町村で決定する介護保険料は3年ごとに見直しとなります。

足寄町も第7期計画期間の3か年の介護保険サービス見込量を推計し、必要となる介護保険料を算出しました。

足寄町の第6期（平成27～29年度）の介護保険料基準月額は5,750円でしたが、第7期（平成30～32年度）もそのまま据え置き5,750円を見込んでいます。

必要な介護サービスの整備を行いつつ、介護を受ける方がこれ以上増えないよう、健康づくりや介護予防・重度化防止に努め、介護保険料の上昇抑制を図っていきます。

平成30～32年度足寄町の介護保険料見込み(12月現在)

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額	月 額
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者 ●町民税非課税世帯で合計所得+課税年金80万円以下	0.45	31,100円	約2,592円
第2段階	●町民税非課税世帯で合計所得+課税年金120万円以下	0.63	43,500円	3,625円
第3段階	●町民税非課税世帯で合計所得+課税年金120万円超	0.75	51,800円	約4,317円
第4段階	●第5段階で本人の合計所得+課税年金80万円以下	0.83	57,300円	4,775円
第5段階	●本人は町民税非課税であるが、世帯に課税者がいる。	1.0 (基準額)	69,000円	5,750円
第6段階	●本人は町民税課税されていて、前年の合計所得が120万円未満	1.2	82,800円	6,900円
第7段階	●本人は町民税課税されていて前年の合計所得が200万円未満	1.3	89,700円	7,475円
第8段階	●本人は町民税課税されていて前年の合計所得が300万円未満	1.5	103,500円	8,625円
第9段階	●本人は町民税課税されていて前年の合計所得が300万円以上	1.7	117,300円	9,775円

介護保険法施行規則が改正され、
第7段階の基準所得額が「190万円」から「200万円」
第8段階、第9段階の基準所得額が「290万円」から「300万円」
となります。